

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和4年3月28日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の期間

令和4年1月18日から令和4年2月15日まで

第3 監査の対象

1 対象団体等

(1) 補助金等交付団体

団体名	補助金名称	所管課
栃木市国際交流協会	栃木市国際交流協会補助金	総合政策部 総合政策課
栃木市スポーツ協会	栃木市スポーツ協会補助金	地域振興部 市民スポーツ課
栃木地区交通安全協会	栃木地区交通安全協会補助金	生活環境部 交通防犯課

2 対象事務

令和2年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の着眼点

1 補助金等交付団体

(1) 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、目的に沿って効果を挙げているか。

- (2) 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。また、経費節減に努めているか。
- (3) 所管課は、適時適切に指導監督を行っているか。また、効果を検証しているか。

第5 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、対象団体及び所管課にあらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

第6 監査の結果

1 栃木市国際交流協会

(1) 団体概要

栃木市国際交流協会は、国際化の進展とこれに伴う地域社会の変化に対応するため、国際交流事業を通じて市民の国際感覚の醸成、国際理解の増進及び国際友好親善の促進を図り、多文化が共生できる地域社会の実現に寄与することを目的とする団体である。

(2) 令和2年度の収支状況

収 入		支 出	
科 目	決算額 (円)	科 目	決算額 (円)
会 費	945,000	外国人住民共生推進事業費	1,582,791
交付金	1,245,000	国際交流事業費	0
補助金	13,120,000	語学講座研修会開催事業費	249,155
助成金	56,000	交流イベント事業費	0
事業収入	373,000	国際交流ボランティア活動推進事業費	371,034
負担金	222,400	広報PR事業費	228,745
雑収入	45	会議開催費	1,636
繰越金	2,497,864	その他の事業費	0
繰入金	7,840,000	管理費	20,858,839
		基金積立金	0
		予備費	0
合 計	26,299,309	合 計	23,292,200

収支差引 3,007,109 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市国際交流協会補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、通訳・翻訳に対する報償費の源泉徴収事務について、関係機関に確認の上、必要に応じ適切な対応をとるよう対象団体に指導した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

2 栃木市スポーツ協会

(1) 団体概要

栃木市スポーツ協会は、スポーツを振興して市民の体位の向上を図り、明朗闊達な精神を養い、併せてスポーツ団体の発展を助成することを目的に設立され、『“市民ひとり 1スポーツ” スポーツで築く、健康で明るい家庭』をスローガンに、スポーツによる市民の体力増進と健康で明るい家庭づくりに寄与するための各種事業に取り組んでいる。

(2) 令和2年度の収支状況

収 入		支 出	
科 目	決算額 (円)	科目	決算額 (円)
補助金	16,393,000	事務費	5,583,178
会費	407,900	会議費	69,737
受託金	34,876	専門部活動費	8,174,000
事業収入	465,817	地区活動費	2,240,000
寄付金	0	スポーツ少年団活動費	300,000
運営基金繰入金	0	事業費	254,876
雑収入	56	負担金	100,000
繰越金	575,727	諸支出金	118,212
		予備費	0
合計	17,877,376	合計	16,840,003

収支差引 1,037,373 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市スポーツ協会補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

(ア) 専門部活動費の交付手続について

スポーツ協会が各専門部に交付する専門部活動費について、活動費の算出根拠、交付に当たっての基準等を設けることなく、前例踏襲的に交付を行っていた。

補助金等交付団体が市からの補助金を下部組織又は関連団体に再交付することは、補助金等交付団体がそれらの下部組織等の実情に精通していること等により、より効率的かつ効果的な補助が望める反面、補助金執行の不透明化につながりやすいことが懸念されるため、補助金等交付団体において、真に効果的

な事業が行われたかを十分検証するとともに、対象経費の妥当性について、市が直接補助する場合と同様の厳正な審査が求められる。

各専門部の令和2年度決算を確認したところ、計画した事業がすべて中止になり、交付された活動費をほとんど使わず次年度に繰り越しているにもかかわらず、次年度予算でも同額の活動費を計上している事案、市が直接補助する場合には補助対象外にしている経費が含まれている事案が見受けられ、効果的かつ適正に補助金執行がなされているとは言い難い状況である。

よって、所管課においては、効果的かつ透明性を確保した補助金執行のため、スポーツ協会に対し、専門部活動費の交付に関する規程等を整備し、専門部活動費の対象や交付手続に関する基準を明確にするよう指導されたい。

以上について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、決算書と予算差引簿の金額が一部合致していなかったため、是正するとともに、再発防止に向けて事務を改善するよう対象団体に指導した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

3 栃木地区交通安全協会

(1) 団体概要

栃木地区交通安全協会は、交通道德の普及高揚及び交通事故の防止に努め、もって地域の交通安全に寄与することを目的に設立され、交通道德の普及高揚と交通事故防止のための広報啓発活動、交通安全施設の設置及び維持管理、並びに交通安全功労者等の表彰事業等の各種事業に取り組んでいる。

(2) 令和2年度の収支状況

収 入		支 出	
科 目	決算額 (円)	科目	決算額 (円)
会費収入	20,241,200	事業費	15,357,535
補助金収入	3,408,000	管理費	8,231,553
寄付金収入	30,000	固定資産取得	0
雑収入	74,994	特定預金支出	0
特定預金取崩収入	0	予備費	0
前期繰越収支差額	4,025,780		
合計	27,779,974	合計	23,589,088
収支差引		4,190,886 円	

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木地区交通安全協会補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導に該当する事項は認められなかった。

エ 要望

交通安全協会が各支部等に交付している支部等活動費について、合併前からの歴史的な背景、経緯等を踏まえ交付していることを確認した。今後は、時代の変遷、人口及び会員の減少、各支部等の余剰金等を考慮した仕組みを検討する必要があると思われる。効果的かつ透明性を確保した補助金執行のため、規程の見直しや現状にあった仕組みづくりを要望する。

その他要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

第7 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて次のとおり意見を提出する。

(1) 補助金の交付申請手続について

監査の実施過程において、補助金の交付申請と交付決定が同日に行われている事案が見受けられた。

栃木市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条では、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するかどうかを決定する旨定めている。補助金の交付は公益上必要がある場合に限られており、補助金の原資は市民から徴収した税金であることを踏まえると、規則第5条の審査は、事業計画をよく吟味するとともに、漫然と前例踏襲的な予算にならないよう厳正に審査することが求められる。

ところが、本件のように、書類上申請と交付決定が同日に行われているのは、厳正な審査どころか審査そのものが形骸化しているのではないかと、この疑念を市民目線では抱かざるを得ない。

実務的には、当該年度の事業計画及び予算を審議するための団体の総会等が開催される時、又は当該年度の補助金に係る本市予算を財政当局に予算要求する時に、事業計画及び予算又はその見込みが提出されており、実質的な審査は終了した上で申請を受付しているため、同日に交付決定しているとのことであるが、そうであるならば、書類上で審査の経過が分かるようにしておくことが望ましい。

補助金に限らず、「公益上の必要性」に対する市民の関心はますます高まってきており、様々な側面で透明性の確保が求められる中、市民目線で客観的に書類を見たときに疑念を持たれることがないように、事実を記録として書類に残すことが必要であり、交付申請書に事前に審査した経過を記載すること、又は経過を記載した書面を添付することが望まれる。

本市の補助金交付事務の適正かつ効率的な執行を確保することに資するため意見するものであり、参考にされたい。